

「流域治水、防災・減災が主流となる社会」
（水防災意識社会の概念も含む）に基づく
福井県管理河川嶺北・嶺南ブロックの減災に係る
取組方針（変更案）

【第 4 版】

令和 4 年 6 月 日

福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会
嶺南ブロック減災対策協議会

福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、
坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、
敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
福井地方气象台、国土交通省近畿地方整備局、福井県

1. はじめに

近年、風水害の被害増大・激甚化が進む中、平成28年10月に国交省から各都道府県等に「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について」が通知された。

これを受け、福井県管理河川においても、ハード対策に加え、「水防災意識社会」の再構築を行うため、市町、福井地方气象台、近畿地方整備局、福井県が減災目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する「福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会」、「福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会」（以下「県協議会」）を嶺北、嶺南それぞれに設立した。

県協議会では、平成29年12月に、各参加機関の役割分担や実施時期を示す「福井県管理河川嶺北ブロックの減災に係る取組方針」および「福井県管理河川嶺南ブロックの減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）を取りまとめ、水防災意識社会の実現に向け、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組みを進めてきたところである。

また、国管理河川においても、平成28年3月に九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会（以下「国協議会」）を設立し、水防災意識社会の再構築を進めてきたが、令和3年度からは、関係者が協働して流域全体で治水を行う、「流域治水、防災・減災が主流となる社会」（水防災意識社会の概念も含む）実現のために、あらゆる関係者が密接に連携し、地域の「避難・水防対策」を継続的に推進していく方針が示されている。

県協議会においても国協議会と課題を共有し、取組の追加・見直しを行うため、令和4年度からの新たな取組方針【第4版】を取りまとめたところである。

今後、協議会を毎年開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直すなどのフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

嶺北ブロック		嶺南ブロック	
参加機関	構成メンバー	参加機関	構成メンバー
福井市	市長	敦賀市	市長
大野市	市長	小浜市	市長
勝山市	市長	美浜町	町長
鯖江市	市長	高浜町	町長
あわら市	市長	おおい町	町長
越前市	市長	若狭町	町長
坂井市	市長		
永平寺町	町長		
池田町	町長		
南越前町	町長		
越前町	町長		
気象庁	福井地方気象台長	気象庁	福井地方気象台長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長	近畿地方整備局	福井河川国道事務所長
〃	九頭竜川ダム統合管理事務所長		
福井県	土木部長	福井県	土木部長
〃	安全環境部 危機対策監	〃	安全環境部 危機対策監
〃	福井土木事務所長	〃	嶺南振興局敦賀土木事務所長
〃	三国土木事務所	〃	嶺南振興局小浜土木事務所長
〃	奥越土木事務所長		
〃	丹南土木事務所長		
(オブザーバー)			
電源開発株式会社	九頭竜電力所長		
北陸電力株式会社	大野水力センター所長		

3. 現状と課題

嶺北・嶺南ブロックの県管理河川における減災対策について、各参加機関が実施している現状の取り組みを確認し課題を抽出した。

概要は以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

凡例 (現状：○、課題：●
アルファベット (A, B, C等)：課題の整理番号)

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準	○避難勧告着目型タイムラインを作成した ○地域防災計画に具体的な避難情報の発令基準を明記している ○講習会等を実施し、マイ・タイムライン、コミュニティタイムラインの作成を推進している	A
	●関係機関の防災対応について、相互の対応に課題がある ●ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない ●災害時における集落内の要支援者への共助体制が確立されていない ●講習会等を実施しているが、参加者以外への広がり少ない	
住民等への情報伝達体制	○洪水の危険度レベルに応じて氾濫警戒情報の発表等の洪水予報を実施している ○防災行政無線、防災メール、SNS、報道機関への情報提供により防災情報を伝達している ○雨量、河川水位、河川監視カメラ映像等の情報をHP等でリアルタイムに提供している ○災害発生の恐れがある場合の首長とのホットラインを構築している	B
	●洪水予報の情報に対する対応が住民には十分認知されていない ●メールやSNSによる情報入手が一部の利用者に留まっている ●情報ツールの活用は一部住民に限定されている	

避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の表示板を設置している ○災害発生のおそれがある場合には、避難所を早期に開設している ○避難行動要支援者名簿を作成している 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練の実施を行っている要配慮者利用施設が少ない ●避難先が当該市町内の避難所のみになっている ●広域的な災害が増えていることから、広域避難の検討が必要 	C
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○嶺北、嶺南ブロック県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川21河川において想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表している ○洪水予報河川および水位周知河川以外の県管理河川の水害リスク図を公表している ○想定最大規模の降雨を対象としたハザードマップを公表している 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップの全戸配布は行っているが、認知度の向上が課題 	D
避難に関する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する出前講座やパネル展などによる啓発活動を実施している 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の水防災意識が十分でないため、小さい時からの意識醸成が必要である ●避難情報やハザードマップ等のリスク情報に対する住民の理解が十分でなく、避難行動につながっていない ●ダムや堤防等の施設に係る機能や効果が住民に十分理解されていない 	E
河川水位等に係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○基準地点の観測箇所では水位計を設置し情報をHP等で公開している 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●今後とも水位計を追加するなど、取組を継続する必要がある 	F

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
水防体制	○堤防の決壊や漏水等、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を重要水防箇所として定めている ○水防資機材の備蓄を行っている ○県内の全市町で水防団が組織されている ○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている ○自主防災組織への資機材の補助を行っている	
	●重要水防箇所に関する情報共有が不十分である ●水防団の構成員が高齢化している ●自主防災組織の組織率を上げていく必要がある ●水防団の出動・初動体制に改善の余地がある	G
水害に対する庁舎等の機能確保	○非常用発電設備等を配備している	
	●浸水で受電設備の停電、非常用発電設備が使用できない懸念がある	H

③ 氾濫水の排水等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
氾濫水の排水活動	○氾濫水の排水について、排水ポンプ車等による実施体制を構築している	
	●排水ポンプ車等の作業については、今後とも習熟を図る必要がある	I

④ 災害復旧の支援に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
災害復旧事業の支援・助言	○市町では災害復旧を担う技術職員、災害復旧の経験のある職員が少ない	
	●災害時の業務量が膨大となり、対応が困難となることが懸念される	J

4. 減災のための目標

本協議会の各参加機関が連携して、令和8年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとする。

県管理河川で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、
「社会経済被害の最小化」を目指し、
(1) 円滑かつ迅速な避難
(2) 的確な水防活動
(3) 一刻も早い復旧
の実施を継続的に推進すべき目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ・・・避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に社会経済活動を再開できる状態

5. 取組内容

今後、概ね5年間で各参加機関が取り組む主な取組内容は次のとおりとする。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取り組み

① 情報伝達、避難計画に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
a. 水害対応タイムラインの作成・活用等			
a 1 複数市町を含む流域を捉えた流域タイムラインの作成	A	R4年度から実施	協議会全体
a 2 市町の発令する避難情報などのタイミングを明らかにする市町タイムライン（ダム下流河川を含む）の改良	A	R4年度から実施	市町
a 3 共助に基づく避難行動を行うコミュニティタイムラインの作成促進	A	R4年度から実施	市町
a 4 住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）の作成促進	A	R4年度から実施	市町
a 5 指定避難所等までの避難ルートを示した避難マップ（防災マップ）の作成促進	A	R4年度から実施	市町
a 6 タイムラインの検証と改善（更新）	A	引き続き実施	市町
a 7 タイムラインの作成支援	A	引き続き実施	気象台 近畿地整 福井県
b. 避難行動のための情報発信等			
b 1 防災行政無線の活用推進のための検討・促進	B	引き続き実施	市町
b 2 防災メール、SNSの利用登録促進	B	引き続き実施	市町 近畿地整 福井県
b 3 雨量、河川水位、河川監視カメラ映像などの情報を提供（配信）および住民利用促進のための周知・啓発	B	引き続き実施	気象台 近畿地整 福井県
b 4 氾濫の危険性や切迫度がより伝わるよう洪水予報文の改良と	B	引き続き実施	気象台 近畿地整

運用			福井県
b 5 洪水危険度分布および予測値の利活用促進	B	引き続き実施	市町 気象台
b 6 災害発生のおそれがある場合の首長とのホットラインによる国、県と市町の情報共有	B	引き続き実施	市町 気象台 近畿地整 福井県
b 7 要配慮者利用施設の避難訓練実施と避難確保計画の検証と改善の促進	B	引き続き実施	市町

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
c. ハザードマップの周知・活用等 ハザードマップ・タイムラインを用いた避難訓練の実施			
c 1 想定最大規模の降雨を対象としたハザードマップの周知・活用等	C	引き続き実施	市町
c 2 ハザードマップ、タイムラインを用いた避難訓練の支援	C	R4 年度から実施	市町
c 3 浸水実績等の周知	C	引き続き実施	福井県
c 4 広域避難や民間施設等の避難場所確保の必要性について検討	C	R4 年度から実施	市町
d. 防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充			
d 1 小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施	D	引き続き実施	協議会 全体
d 2 「わが家の防災コンテスト」などの参加型の防災啓発活動への働きかけ	D	R4 年度から実施	協議会 全体
d 3 高齢者の避難行動の理解促進のため、地域域包括支援センター・ケアマネジャー等と連携	D	引き続き実施	協議会 全体

d 4	出水に対するダムや河川改修の効果の情報提供	D	引き続き実施	近畿地整 福井県
-----	-----------------------	---	--------	-------------

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
e. 避難行動、水防活動に資する施設等の整備			
e 1 早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、水位計・量水標、河川監視カメラ設置の検討と情報共有	E	引き続き実施	福井県
e 2 氾濫危険水位等の基準水位の見直し	E	引き続き実施	福井県

(2) 的確な水防活動のための取り組み

① 水防活動の効率化および水防体制強化に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
f. 水防活動支援のための情報共有			
f 1 重要水防箇所の情報共有と関係市町との共同点検の実施	F	引き続き実施	市町 福井県
g. 水防体制の強化			
g 1 大雨時における関係機関の情報共有体制の確立と情報伝達訓練の実施	G	R4年度から 実施	協議会 全体
g 2 水防資機材の備蓄等の確認	G	引き続き実施	市町 福井県
g 3 水防団員や消防団員の募集の強化	G	引き続き実施	協議会 全体
g 4 自主防災組織の活用・強化	G	引き続き実施	協議会 全体
g 5 水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認 (ハザードマップ、タイムラインの活用も検討)	G	引き続き実施	協議会 全体

② 市町村庁舎等の自衛水防の推進に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
h. 洪水時の庁舎等の機能確保のための 対策の充実			
h 1 庁舎受電設備、非常用発電設備 等の浸水対策	H	引き続き実施	市町

(3) 一刻も早い復旧のための取り組み

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
i. 排水活動等の強化			
i 1 排水ポンプ車等を用いた排水 訓練の実施	I	引き続き実施	福井県
j. 災害復旧に対する支援の強化			
j 1 福井県災害復旧アドバイザー 派遣制度の活用・支援	J	引き続き実施	市町 福井県
j 2 大規模災害発生時に緊急災害 対策派遣隊 (TEC-FORCE や資機材) の活用	J	引き続き実施	市町 福井県

6. フォローアップ

各参加機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。